

こうべ子育て応援マンション  
—評価度について—

- ★ 評価度Aの項目については、11項目すべてについて適合する必要があります。
- ★ 評価度Bの項目については、7項目中5項目以上について適合する必要があります。
- ★ 評価度Cの項目については、8項目中3項目以上について適合する必要があります。

規模などの項目			
項目	子育て応援の内容	仕様等	評価度
		耐火構造で21戸以上の独立した住戸を有すること。	A ★
		2階建て以上の住宅にあってはエレベーターを設置していること。	A ★

住戸内の使用についての項目			
項目	子育て応援の内容	仕様等	評価度
適切な間取り等の確保	適切な間取りの確保	住戸専有面積が37㎡以上で、かつ55㎡以上の住戸が全体の2分の1以上であること。	A ★
適切な間取り等の確保	収納スペースの確保	全住戸において住戸専有面積のおおむね8%以上を確保していること。	C ★
バリアフリー	段差の解消	日本住宅性能表示基準別表(高齢者等配慮対策)における段差基準に関する項目が等級3以上であること。	A ★
事故防止の配慮	転倒時の危険防止	滑りにくい浴室床仕上げ等を採用していること。	B ★
事故防止の配慮	転倒時の危険防止	その他の転倒時の安全対策を講じていること。	B ★
事故防止の配慮	衝突時の危険防止	柱の面取り加工等の有効な対策を行っていること。	B ★
事故防止の配慮	衝突時の危険防止	ドアストッパーの採用等の有効な対策を行っていること。	C ★
事故防止の配慮	浴槽における水溺防止	浴室扉への外鍵設置等の有効な対策を行っていること。	C ★
事故防止の配慮	ドア等による指挟み防止	指を挟みにくい蝶番、ドアクローザー、引き戸の採用等の有効な対策を行っていること。	B ★
健康に優しい建材の使用	低ホルムアルデヒド建材の使用	日本住宅性能表示基準別表(ホルムアルデヒド対策)において等級3であること。	A ★
その他の子育てに対する配慮	重量床衝撃音に対する遮音性能の確保	日本住宅性能表示基準別表(重量床衝撃音対策)において等級5であること。 (遮音性への配慮について別途書類を提出していただきます)	B ★
その他の子育てに対する配慮	便所の使いやすさに関する配慮	おおむね1.4m×1.2m以上のスペースを確保していること。	C ★
その他の子育てに対する配慮	その他の子育てに配慮した仕様	床暖房の採用、収納型のいすの採用など子育てに配慮した工夫をしていること。	C ★

共用部の使用についての項目①			
項目	子育て応援の内容	仕様等	評価度
バリアフリー化	エントランスにおける配慮	段差がある場合、スロープを設置していること。	A ★
バリアフリー化	階段における配慮	子供が使用可能な高さに手すりを設置、段鼻の明示、階段からの落下防止や適切な勾配等有効な対策を行っていること。	B ★
駐輪場等の確保	自転車置き場の確保	敷地内に平置き(ラック式のものを含む。)で1住戸につき1台以上を収容できる規模のものを設置していること。	A ★
駐輪場等の確保	三輪車・補助輪付き自転車・ベビーカー置き場の確保	全住戸の3分の2の住戸数に、1㎡を乗じて得た面積以上のスペースを確保していること。	C ★
防犯上の配慮	不審者の侵入防止	オートロックの設置等の有効な対策を行っていること。	A ★
防犯上の配慮	エレベーターにおける配慮	9人乗り以上で防犯に配慮したもの(かご内に防犯カメラの設置、1階のエレベータホールにモニターの設置など)とし、かつ兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則別表第3*の整備基準を満たしていること。	A ★
事故防止の配慮	衝突の防止	各住戸の玄関部分にアルコーブを設置していること。	C ★
事故防止の配慮	危険個所への進入防止	フェンスの設置等の有効な対策を行っていること。	B ★
事故防止の配慮	転落の防止	足がかりの生じない壁仕上げ等の有効な対策を行っていること。	A ★
その他の子育てに対する配慮	その他子育てに配慮した仕様		C ★

(関連リンク)

※兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則

<http://web.pref.hyogo.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/documents/5-12kisoku.pdf>

共用部の使用についての項目②			
項目	子育て応援の内容	仕様等	評価度
子育て応援施設の設置  （【1】又は【2】のどちらか1つ以上の設置で評価度A）	【1】キッズルームの設置（集会室との併用も可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積はおおむね 40 m<sup>2</sup>以上とし、以下の要件を満たすこと。</li> <li>・マンション居住者が常時利用できる形態であること。</li> <li>・住居と同等の仕上げでかつ便所及び収納スペースの設置。</li> <li>・マンション居住者等による共同育児活動の場に供すること。</li> </ul>	A★
	【2】遊び場（プレイロット）の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね 70 m<sup>2</sup>以上で、以下の要件を満たすこと。</li> <li>・照明・防犯カメラの設置等の防犯上の工夫</li> <li>・落下防護ひさしの設置など建物からプレイロットへの落下物対策</li> <li>・怪我の危険性が高い箇所にやわらかいクッション材を使用するなど怪我の防止・軽減に対する配慮</li> <li>・手（足）洗い場の設置</li> <li>・遊具（砂場を含む）の設置</li> <li>・ベンチ等の休息スペースの確保</li> <li>・適当な植栽・花壇等憩いの場としての配慮</li> <li>・地域の子育て世帯も利用できること</li> </ul>	